

1 第8次愛知県地域保健医療計画（精神保健医療対策）原案の概要

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 第1回愛知県地方精神保健福祉審議会及び委員への意見聴取により「1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の現状欄及び課題欄を一部修正した。（参考資料1）
- (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化
 - 医療機能の明確化を図るため、精神科医療機関にアンケート調査を実施し、各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科医療機関一覧表を作成した。（資料2）
【424 精神科医療機関中 309 件が回答。回答率 72.9%。】
 - 第1回愛知県地方精神保健福祉審議会及び委員への意見聴取により「2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化」の疾患名を一部修正した。（参考資料1）
- (3) 精神医療圏の設定
 - 素案で示したとおり、以下のとおり設定する。
 - ・精神疾患医療体制の圏域（精神医療圏）は、精神病床における基準病床数が都道府県を1単位として定められていること及び、各医療機関の医療機能や地域ごとの医療資源の状況から全県的な連携・対応が必要であることから全県で1圏域とする。
 - ・精神科救急医療については、県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院による対応を基本として、引き続き運用する。
 - ・保健・医療・福祉の連携や医療機能の明確化については、身近な地域での連携や医療提供が必要であるため、障害福祉圏域や2次医療圏を考慮する。
- (4) 計画の数値目標
 - 素案で示したとおり、地域保健医療計画（精神保健医療対策）における数値目標を以下のとおり設定する。

精神病床における入院需要及び地域移行に伴う基盤整備量

項目	令和8年度末	備考 (令和2年度)
精神病床における入院需要（患者数）	10,932人	(10,512人) (*5)
精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）(*1)	2,626人	(2,301人) (*5)
精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）(*1)	1,949人	(1,720人) (*5)
精神病床における慢性期（1年以上）入院需要	6,357人	(6,491人) (*5)
精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）(*1) (*2)	3,442人	(3,379人) (*5)
精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）(*1) (*3)	2,915人	(3,112人) (*5)
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）(*4)	134人	

精神病床における退院率及び退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	令和8年度末	備考 (令和元年度実績)
精神病床における入院後3か月時点の退院率	68.9%	(68.5%)
精神病床における入院後6か月時点の退院率	84.5%	(84.6%)
精神病床における入院後1年時点の退院率	91.0%	(91.1%)
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	326.1日

- *1 精神病床に係る基準病床数の算定式（医療法施行規則第30条の30第2項）に基づき算出
- *2 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉に係る基盤整備量の算定式（障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針別表第4の1〔別記参照。なお、X₁、X₂における都道府県が定める値はX₁:0、X₂:0。*3及び*4においても同じ。〕
- *3 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉に係る基盤整備量の算定式（上記指針別表第4の2）に基づき算出
- *4 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉に係る基盤整備量の算定式（上記指針別表第4の3）に基づき算出
- *5 令和2年630調査に基づき算出（住所地ベース）

(5) その他

- 令和5年10月10日付けで愛知県医療審議会医療体制部会委員より提出された意見書を踏まえ、(3) 認知症の現状欄及び課題欄を一部修正した。
- 令和5年3月31日付け「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の第1「精神疾患の現状」の「身体合併症」においては、新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症についての対応について整備を進める必要があるとされているため、(8) 身体合併症の現状欄に新型コロナウイルス感染症に関する内容を追記した。

2 精神病床に係る基準病床数の算出

- 素案で示したとおり、国の基準病床数の算定方法に基づき精神病床の基準病床数を11,508床とする。

3 愛知県地域保健医療計画の今後のスケジュール（予定）

月	愛知県地域保健医療計画	精神保健医療対策	障害福祉計画
2023年 12月	パブリックコメント 市町村、三師会等へ意見照会	第2回地方精神保健福祉審議会	障害者施策審議会
2024年 1月		必要に応じ書面により意見聴取	パブリックコメント
2月	医療体制部会（原案修正→案）	最終案の調整	
3月	医療審議会（答申）		障害者自立支援協議会 障害者施策審議会